

NWEC男女共同参画統計ニュースレター

No.11 2013年2月22日

目 次

1 国連統計委員会第44会期（2013年）の「ジェンダー統計に関する報告」	5 地方ジェンダー（男女共同参画）統計書の作成（座談会）その2
2 中国ジェンダー統計の発展	6 障害者ジェンダー統計（その2）：国際的取組から
3 地方公共団体の男女共同参画統計活動（市区編）⑩山形市	7 列国議会同盟のサイトと日本の2012年末選挙結果：190カ国中の144位から189カ国中の160位へ
4 地方公共団体の男女共同参画統計活動（都道府県編）⑪新潟県	8 男女共同参画統計関係行事日程表

1 国連統計委員会第44会期（2013年）の「ジェンダー統計に関する報告」 事務局

1. 国連統計委員会（UNSC: United Nations Statistical Commission）におけるジェンダー統計

統計委員会は、各国と国際の統計活動上の問題を論議し方向を定める世界の中心組織である。委員会は毎年2-3月に開かれている。2013年の第44会期（Session）は2月26日-3月1日にニューヨークで開かれる。UNSCの事務を国連統計部（UNSD：United Nations Statistical Division）が担当している。毎年の会期（会議）に向けて、前回会議で予定された議題に関して、1：official documentsと、2：background documents、3：room documents、が前年の12月末から2月にかけて用意され、ウェブサイト公表される（<http://unstats.un.org/unsd/statcom/commission.htm>）。また委員会の結果は、経済社会理事会のOfficial RecordのSupplement No.4として簡略化してまとめられている。このUNSCでのジェンダー統計に関わる論議は、1990年代前半にSNAとの関連で無償労働が、その後、女性に対する暴力、がとりあげられたにとどまるが、ここ数年はほぼ毎年とりあげられるようになった。国際的ジェンダー統計活動が再度活性化したこと-「ジェンダー統計に関する機関間・専門家グループ」（IAEG-GS：Inter Agency and Expert Group on Gender Statistics）の設置その他-の反映である。

2. 第44会期（2013年）国連統計委員会

統計委員会の第44会期（2013年）向けの「ジェンダー統計」に関する国連事務総長報告（E/CN.3/2013/10）の要約と報告の構成を紹介する。

要約 「この報告書は、第43会期（E/2012/24、第1章IA参照）の統計委員会の要請に応じて用意された。報告書は、世界ジェンダー統計プログラムの下に統計部とIAEG-GSが取り組んだ最近の活動-第4回GFGSの開催や第6回IAEG-GSをふくむ-の要約を提供している。また、統計委員会が要請したとおり、諸国のジェンダー統計プログラムの検討結果と、ジェンダー統計のマニュアルとガイドラインの開発について報告している。統計委員会は、女性に対する暴力に関する統計の作成に関する新しいガイドラインと、統計部とUN Women が共同で実施した「ジェンダー平等のための証拠とデータの新しいイニシャチブ」に注目することを求められる。統計委員会は、またジェンダー統計についての進行中の活動と将来の優先分野についてコメントを求められる」

報告書の構成 I. 序、II. 諸国のジェンダー統計プログラムのレビュー、III. ジェンダー指標の最小限セットの設定、IV. ジェンダー平等のための証拠とデータのイニシャチブ、V. マニュアル、ガイドライン、分類の開発：A. ジェンダー統計マニュアル、B. 女性に対する暴力に関する統計作成ガイドライン、C. 生活時間統計の活動の国際分類、VI. 世界ジェンダー統計フォーラムとIAEG-GS会議：A. 第4回世界ジェンダー統計フォーラム、B. IAEG-GSと新問題に関する助言グループの会合、VII. 今後、VIII. 討論の要点。付録I：諸国のジェンダー統計プログラムのレビュー：A. 地域委員会による要約結果、B. 異なる分野のジェンダー統計の作成、付録II：分野別のジェンダー指標の最小限セット。

1. 発展の沿革

中国のジェンダー統計は、1980年代の後半に始まった。国連女性開発基金及び世界の統計専門家たちの支援を受けて、中国国家統計局が多くの研修をおこなった結果、中国におけるジェンダー統計の水準は高まり、改善され、「ジェンダー統計」という基本概念や最新の統計分析法が導入されると共に、中国のジェンダー平等という重要な問題が議論されるようになった。1995年、国家統計局は『中国社会の女性と男性：事実とデータ』という統計小冊子を初めて編集・出版し、これが中国におけるジェンダー統計制度の第一歩を記す道しるべとなった。

20数年来、中国のジェンダー統計は主に以下の三つの面から推進されてきた。

第一に、ジェンダー平等のための国家機構——国務院婦女児童工作委員会の成立と「中国婦女発展綱要」の公布・実施が挙げられる。1995年、2001年及び2011年に、国務院はそれぞれ「中国婦女発展綱要1995-2000」、「中国婦女発展綱要2001-2010」、そして「中国婦女発展綱要2011-2020」を公布し、実行に移してきた。これらの「綱要」では、女性の発展にかかわる7つの優先項目及び開発重点目標として、健康、教育、経済、政策決定及び政策管理への参与、社会保障（2011年に追加）、環境、そして法律が挙げられている。また「綱要」は、女性の発展にかかわる総合的な統計の実施に重点をおき、ジェンダー統計指標を新たに設け、ジェンダーに関するデータベースを構築・整備することを提起している。婦女児童工作委員会の一構成機構として、国家統計局は「中国婦女発展綱要」にかかわる統計のモニタリング業務を担当し、「中国婦女発展綱要」の定める目標に対するモニタリングや評価を通じて、中国におけるジェンダー統計制度の構築に貢献している。

第二に、女性/ジェンダー研究や女性運動、女性にかかわる様々な実践事項の影響、そしてそれを通じた統計の促進が挙げられる。全国婦女連合会及びその研究機構は、ジェンダー統計の利用者、そして作成者という二つの立場から積極的にジェンダー統計の実施に参画し、1990年、2000年、2010年と継続して中国女性の社会的地位に関する調査を組織してきた。2004年、政府の統計（行政記録と定期標本調査）を基礎データとして、全国婦女連合会は「ジェンダー平等及び女性発展指標の研究と応用」プロジェクトを開始、2005年と2008年には、二度の「中国ジェンダー平等及び女性発展状況に関する定量評価」を実施した。

第三に、国連の中国駐在機構による推進が挙げられる。ジェンダー統計の改善は、国連駐中国機構のジェンダー作業部会と中国政府が共同で取り組んでいる重点領域かつ継続的課題であり、データ分析技術の研修、ジェンダー統計データベースの構築、ジェンダー統計資料の編集と出版、そしてジェンダー統計指標の研究といった方面で多くの実績をあげてきた。

21世紀に入って、中国のジェンダー統計はいくつかの重要な点において発展を遂げた。

2004年以降、ジェンダー統計は国家の基幹統計調査制度に組み込まれた。2010年には、各省レベルの政府部門が申告する統計報告資料に、経済状況、人口、保健衛生、教育、就業と社会保障、女性の政治参加、法律による保障、社会生活環境という7つの領域にわたる80近い指標を含むよう要請された。また、中央国家機関の関連部門は38種の総合統計報告資料を上級部門に報告するよう求められており、その対象は17の部門におよんでいる。

国務院弁公庁は、2006年、「国務院弁公庁 中国婦女発展綱要及び中国児童発展綱要におけるジェンダー統計重点指標の目録を印刷・配布することに関する通知」（国弁函〔2006〕1号）を公布した。ジェンダー統計重点指標の目録には、8つの領域にわたる64の重点指標が盛り込まれている。また、添付された参考資料に記載されている64の重点指標のうち56の指標がジェンダー統計に適用されており、目録中の指標数全体の87%を占めている。

2007年、国務院婦女児童工作委員会弁公室と国家統計局社会科学技術統計部局、全国婦女連合会婦女研究所が共催し、国連人口基金と国連児童基金が後援した「全国ジェンダー統計ワークショップ」が江西省の南昌で開かれた。これは中国ジェンダー統計の作成者、研究者、そして利用者が初めて一堂に会し交流をもった場であり、そこには、中国政府がジェンダー統計の強化を非常に重視していることや、政府部門と非政府組織、更に国際機構が緊密に協力していることがよくあらわれている。

2012年の「国家第十二次五カ年計画綱要」では、第36章第2節として「女性の全面的な発展を促進する」という節が個別に立てられており、その中には「ジェンダー統計制度を整備する」という文言が盛り込まれている。

る。そこからは、女性の発展とジェンダー統計を重視する国の姿勢がうかがえる。

20数年の努力を経て、中国のジェンダー統計制度は次第に整いつつあり、ジェンダー統計は既に中国の基幹統計調査制度に組み込まれた。国と地方には、それぞれ専門のジェンダー統計機構と要員が配置され、ジェンダー研究機構とも確かな協力関係が構築され、「婦女発展綱要」が定める目標に対するモニタリングを中心に、女性の発展に関する統計全体のモニタリング指標の体系もできあがっている。ジェンダー統計の項目とデータの収集量も次第に拡充されており、ジェンダー平等に関するデータの定期的な取りまとめと公表をおこなう制度が成立し、健全な国及び省レベルの女性と子どもに関する統計データベースが構築されている。更には、県レベル以上の人民政府のジェンダー統計制度とジェンダー統計データベースも一步一步発展してきている。

これまでに、国家統計局は、1995年、1999年、2004年、2007年、2012年と、既に5冊の一般向けジェンダー統計出版物『中国社会の女性と男性：事実とデータ』を編集・出版してきた。また、2008年からは、毎年『中国婦女児童状況統計資料』を編集・発行し、政府の関連部門や婦女連合会、研究機構に向けて最新のジェンダー統計資料を提供してきた。地方の統計局の中にも、省レベルのジェンダー統計資料を出版・発行するところが増えてきた。この他、国家統計局は、2008年に10の省・市で第1回の生活時間調査を実施し、女性たちの国家発展に対する貢献を全面的に把握し評価するための機会を創出した。

2. 問題と限界

現段階における中国のジェンダー統計に存在する問題と限界については、主に以下のことがある。

- (1) 依然として統計に欠落がある。ジェンダー統計の項目と内容は次第に拡充されてきているが、全ての重点問題を網羅するには至っていない。例えば、経済資源の分配や女性に対する暴力といったデータは、依然としてかなり乏しい。
- (2) 統計指標のジェンダーに対する敏感度を更に高める必要がある。例えば、統計制度、特に基幹統計の中に、より多くのジェンダー平等にかかわる尺度を取り入れることを検討すれば、統計指標はより有意義で精度の高いものとなるだろう。
- (3) データの質の向上が必要である。幾つかの統計項目においては、統計表の作成・報告の際に、データをジェンダー別に分類するということがおこなわれているが、基礎データとなる資料の信頼性の問題や、ジェンダー分類の重要性に対する統計要員の認識不足といった要素の影響があり、データの信頼性は依然として高くない。
- (4) 公開する統計出版物にジェンダー別データをより多く収録すべきである。一部の統計項目については、政府内部にはデータが存在するものの、様々な要因から一般に公開されていないものがある。

上記の諸問題は、主に以下のような原因によってもたらされている。

まず、女性の発展という目標が、国家の開発目標に取り入れられていない、あるいは国家の開発目標として結びついていない、などが挙げられる。「国家第十一次五カ年計画綱要」及び「国家第十二次五カ年計画綱要」には女性の発展との項目が盛り込まれていたが、依然として国の社会経済開発全体の主要目標とはなっていない。

次に、統計専門部門や要員のジェンダー理論及びジェンダー意識の不足、或いは統計方法上の限界から、性別が非常に重要な意義をもつ指標や、ジェンダー問題をよく反映した指標が無視されてしまうといったことが起こり、そのために統計データが長期にわたって欠落状態、空白状態に置かれてしまうことがある。例えば、非正規雇用者は女性が多数を占める状況、といった統計データがそうである。

第三に、現在の中国における統計の仕組みの中で、多くのジェンダー統計のデータが各部門の統計に依拠しているという点がある。そのため、データは各部門が関心をもつ点に限られてしまい、当該部門の業務やその成果を強調するものとなってしまいうなど、女性の状況を全面的に反映しているとは言えない場合がある。

3. 中国ジェンダー統計の整備

- (1) ジェンダー別の統計を発展させ、整備を進める。

国内外のジェンダー平等やジェンダー開発指数に関する最新の研究成果をよく検討して取りまとめ、ジェンダー意識の乏しい指標に代えて、ジェンダーに対してより敏感な指標を取り入れなければならない。また、所得、就業、失業、そして経済資源の占有率などのデータについて、ジェンダー別の統計を実現しなければならない。

- (2) 政策決定者及び統計要員の、ジェンダー統計の重要性と意義に対する認識を高める。

ジェンダー平等と女性の発展とは、社会開発の重要な構成要素であり、社会の進歩を測る基本的な尺度でもある。ジェンダー平等と女性の発展という重点指標を、中国が全面的に「小康社会」に達したかどうかを測るための基本指標に取り入れなければならない。

*小康社会とは、「人間にとって必要最小限の衣食住、教育、保健等を満たした上で、ある程度の文化・余暇水準を保ちつつ、ややゆとりのある生活が出来る状態をいう。

- (3) 統計要員とジェンダー研究者の協力を引き続き強化し、中国独自のジェンダー平等及び女性の発展に関する指標体系を構築する。
- (4) 女性、子どもを対象とした専門の統計調査を試行する。
「生活時間」、「農村における土地分与の男女不平等」、「家庭内暴力」、「非正規雇用」、「ジェンダー意識」などの問題について定期的な専門調査をおこなうよう、関連部門に提起する。
- (5) 信頼性の高い全国標本調査資料を十分に活用し、ジェンダー別のデータを作成・公開する。
現段階で着手可能なものには、国家統計局による都市農村世帯調査（ジェンダー別の所得などを調査項目とする）、全国経済センサス（企業責任者数、ジェンダー別の平均給与などを調査項目とする）、大衆安心感調査（社会に安心感をもつジェンダー別人口割合などを調査項目とする）がある。
- (6) 既存の政府統計データに技術的な調整と加工をおこない、これまでのデータの欠落を埋めて重要なデータへと変える。
- (7) 総合的な統計をおこなう部門と各関連部門・委員会の統計機構との協力を強化する。
墮胎率、婦人病検査率、各種学校の入学率、就業率など、全人口データが必要な統計項目は、統計計算の統一基準を確定したうえで、定期的に関連の人口データを提供する必要がある。
- (8) ジェンダー統計データの質を確実に向上させる。
データの質に疑いが持たれる統計項目に対して、組織的なデータのレビューと検証をおこない、データの信頼性レベル、問題の原因と解決の方法を判定する。

3 地方公共団体の男女共同参画統計活動（市区編） ⑩山形市

「数字でみる山形市の女性2012」

山形市企画調整部男女共同参画課 今野 由紀

【「数字でみる山形市の女性2012」とは】

山形市は、市の女性の特性や状況を分かりやすくまとめ、市民の意識啓発を図り、男女共同参画施策の基礎資料として活用することを目的に「数字でみる山形市の女性」を作成しています。

現在5年ごとに発行しており、過去に「数字でみる山形市の女性」（平成12年3月発行）、「数字でみる山形市の女性2002」（平成14年3月発行）、「数字でみる山形市の女性2007」（平成19年3月発行）を作成しました。今回は平成22年度の国勢調査結果を踏まえ、平成23年9月～平成24年3月にかけて調査・作成を行いました。

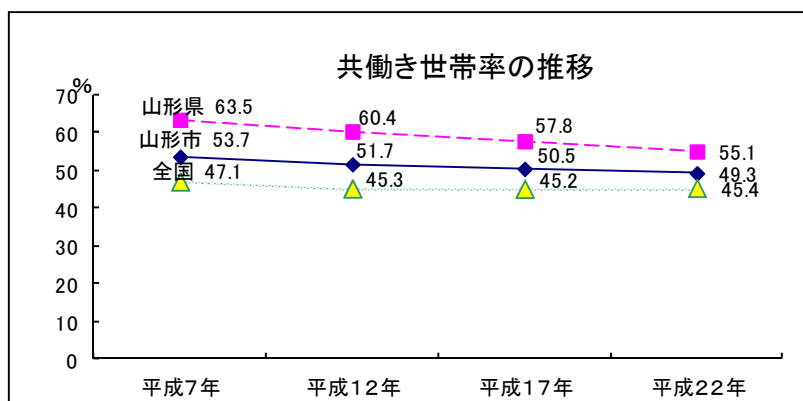
【構成】

「数字でみる山形市の女性2012」は、国勢調査や市が独自に行っている「男女共同参画に関する市民・事業所の意識及び実態調査」など各種統計資料の中から、これからの男女共同参画を考える際に参考となる基礎的な資料をピックアップして掲載しています。

その内容は、主に以下①～④の分野に分かれております。

- ①人口・世帯の状況について（三世帯世帯率の推移など）
- ②働く環境について（共働き世帯率の推移など）
- ③女性の社会参画状況について（審議会等への女性委員の参画状況など）
- ④男女平等について（「男女共同参画に関する市民・事業所の意識及び実態調査」より分野別男女平等評価など）

例



共働き世帯率の推移を見ると、平成22年の山形市は49.3%となっており、全国を上回っている。共働き世帯が多い状況となっている。

【作成上の工夫】

(1) 経年変化をグラフで掲載

これまでの状況をグラフにすることで、市の男女共同参画推進状況を理解しやすくしています。

(2) 比較対象として全国平均や県内平均を掲載

国・県のデータも掲載することで、市の女性の特徴を理解しやすくしています。

【作成上の苦労や悩み】

主に国勢調査の結果を基に図表を作成しておりますが、発表される統計表が多岐にわたるため、必要な表を探すのに苦劳しました。やっと表を探しあてても、小数点以下の数値の扱いや計算方法（どの範囲まで含めて計算するかなど）の違いで、国や県の発表値と異なってしまうものもあったため、前回の確認も含め慎重な作業が必要でした。職員が他の仕事と並行して作業を行っていることもあり、この確認作業で手いっぱい、項目の加除について検討をする時間がほとんどありませんでした。

また、各種統計資料からピックアップして掲載しているため、図表の年度を統一することができませんでした。例えば、国勢調査については平成22年度のもので掲載しておりますが、市が実施した「男女共同参画に関する市民・事業所の意識及び実態調査」については平成21年度の調査結果が最新のため、その数値を掲載しています。逆に毎年調査・発表が行われているものについては、平成23年度の数値が分かっているにも関わらず、平成22年度の数値で掲載しています。

時間も限られているなか、構成について悩みながら作業を行っているのが現状です。

【活用状況やこれからの予定】

現在、山形市のホームページで広く市民に公開中です。

(<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/torikumi/danjosankaku/1591bsujidemirujyosei.html>)

前回までは印刷・製本したものを関係機関へ配布しておりましたが、国勢調査の発表値が訂正されてしまうこともあるため、訂正されたことが分かり次第、最新のものをホームページに掲載することとしております。また、作成した資料は、山形市の男女共同参画の推進状況や女性の特性を客観的に示す資料として随時活用しています。次回は2017年度に作成予定です。

4 地方公共団体の男女共同参画統計活動（都道府県編） ⑪新潟県

「平成24年度新潟県男女共同参画計画推進状況」

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課 土肥 広明

1. 概要

新潟県では、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づく年次報告書として、本県の男女平等社会の形成の推進状況や市町村における施策の状況などを取りまとめ、「新潟県男女共同参画計画推進状況」（以下、「推進状況」と記載。）として、毎年公表しています。

本「推進状況」は、800部作成し関係機関に配布しているほか、新潟県のホームページにも掲載しています。ホームページアドレス：<http://www.pref.niigata.lg.jp/danjobyodo/1197389741684.html>

2. 「推進状況」の構成

(1) 「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の達成状況

「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」で定める成果指標、目標数値及び参考項目について現状値（達成状況）などを記載しています。（詳しくは、3.（1）に記載。）

(2) 新潟県の男女平等推進関連施策の実施状況

「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」に関連する事業の一覧及び関連事業予算の一覧を掲載しています。また、実施した事業について男女共同参画の視点から配慮した点を取りまとめて掲載しています。（詳しくは、3.（2）に記載。）

(3) 県内市町村の状況

新潟県内市町村の男女共同参画に関する情報をまとめて掲載しています。

(4) 資料

参考資料として、「女子差別撤廃条約」、「男女共同参画社会基本法」、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」の全文を載せているほか、新潟県における推進体制（庁内組織、機関等）を掲載しています。

3. 「推進状況」作成にあたっての工夫点

(1) 目標値に対しての達成状況、今後の取組の方向等の記載

新潟県男女共同参画計画で定めた成果指標及び目標数値について、グラフにより目標値、現状値の経年変化を見やすいように作成しています。また、数値を記載するだけでなく現状値の評価として、「目標値に対しての達成状況」を記載するとともに、「今後の取組の方向等」を記載することで、目標達成に向けた取組につなげています。

【記載例】

目標数値
500社

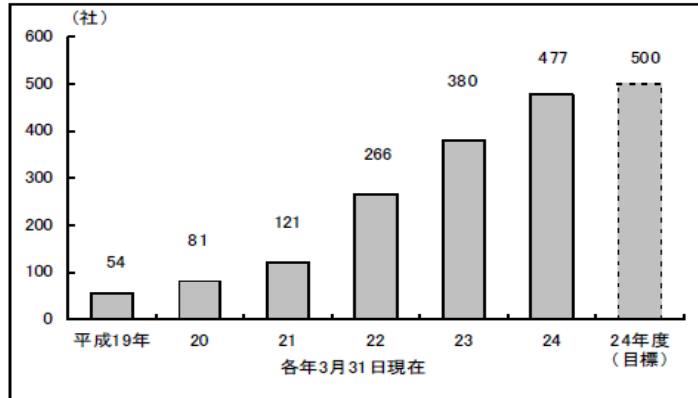
【目標値に対しての達成状況】

平成 23 年度は、市町村と連携した企業訪問、県広報紙、タウン誌を通じた広報などの登録促進を図った結果、登録企業数は 97 社増加し 477 社となった。

【今後の取組の方向等】

企業が登録のメリットを感じられる効果的な支援策を進めるとともに、登録企業における男女共同参画の取組を一層推進するための働きかけを進めていく。

◆ ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録数（累計）



資料：新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課調べ

(2) 配慮度チェック

男女共同参画計画に関係する事業（全204事業）の推進状況を担当課に照会する際、同時に「男女共同参画への配慮度チェック」をお願いします。「男女共同参画への配慮度チェック」とは、各課が事業を実施する際に、男女共同参画の観点からどのようなことを工夫したか振り返り、右図の様式に記入、報告してもらうものです。報告内容を取りまとめた上で、「推進状況」に掲載しています。

毎年一回、事業の振り返りの機会を作ることで、各課が事業実施にあたって男女共同参画について意識してもらえるものと考えています。

4. 作成に当たっての今後の課題等

現在の「推進状況」は、冒頭の概要に記載したとおり、800部作成し関係機関に配布しているほか、新潟県のホームページにも掲載しています。しかし、一般向けの周知をこれまで以上に行う必要があると考えています。

また、来年度に作成する「推進状況」は、現在の新潟県男女共同参画計画（計画期間：平成18～24年度）が終了することから7年間の状況を取りまとめて作成する予定です。現計画の成果が見えるよう、これまでよりも見やすく、わかりやすいものを作成したいと考えています。

「男女共同参画計画」事業の配慮度チェックシート

担当部局課名 担当者 (内線)	部局	課	担当者	内線
事業名				
「男女共同参画計画」の位置付け	【基本目標】			
	【重点目標】			
該当する項目を□を■にしてください。 □に、■の具体的な内容について御記入ください				
1 □ 事業の企画(立案)にあたり、男女共同参画に配慮した。				
<div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>				
2 □ 事業の実施(参加)に関し、男女共同参画に配慮した。				
<div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>				
3 □ 男女共同参画に配慮した取組により、事業効果が得られた。				
<div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>				

5 「地方ジェンダー（男女共同参画）統計書の作成」（座談会）その2

事務局

【本座談会は、2012年8月のNWECフォーラム時に、富山県、三重県、岡山市の担当者とニュースレター編集委員が出席して行われました。その1はニュースレター10号に掲載しています。http://www.nwec.jp/jp/publish/GS-NL.html】

三重県「統計でみる三重の男女共同参画データブック」2011年版をめぐって

三重県の男女共同参画センターの愛称は「フレンテみえ」といい、県から指定管理を受託しています。調査研究事業として今回男女共同参画データブックを作成しました。調査研究事業では、平成20年度には、5年間の作業を経て今までの三重県の女性の歴史に光をあてた「三重の女性史」作り、次に現状把握として平成

21年度に統計でみる男女共同参画リーフレットを発行しました。翌年このリーフレットを使って講座を開き、三重大の水落正明先生に県内の男女共同参画についての統計の話、NWECの中野洋恵さんに国際的な統計の話をしていただきました。その講座で県民協働のデータブックを作るための学習会メンバーを募集しました。学習会のメンバーは5名。1名はなかなか参加がかなわず、実質4名で数回の会合を持ちました。水落先生に学習会アドバイザーになっていただき、統計とはなにか、データの収集の仕方、どう分析すべきかなどの学習会を経て、発行に至りました。

作業での苦勞では、まず、男女別のデータを揃えるまでが大変でした。農業のデータ、商業のデータ、管理職の男女比などのデータがほしくてもなかなか集まらない。データを持っているであろう行政や団体の窓口にも、何故データが必要なのかの説明からはじめ、手数をかけて出していただきました。対応していただいた職員の中でも男女共同参画の必要性を感じている担当者とそうでない担当者によって対応が違ったように思います。データを集めた後も分析方法や数値の算出方法について、国や県の統計局の方などに何度も電話したり、押し問答をしながら進めていきました。限られた作業時間の中で限られたデータでどう見せていくかが一番苦勞したところです。こういう計算方法で出せばいいですよと統計局の方が教えてくれて出したとしても、間違えていないかがすごく不安でした。また、このデータブックをつくる時に難しい表現はなるべく易しく、高校生が普通に読める内容にしたいという思いが、センターにも学習会メンバーにもありました。ポップなデザインや読みやすいグラフ。あと白黒コピーしても読める資料にしたかったんです。コピーしても利用しやすいように、何とか白黒でも見られる程度のものにしようと思いました。

活用としては、リーフレットを市の総合計画の中に男女共同参画という言葉を入れるためのプレゼン資料として役立てていただいたことがあります。また、このデータブックは県立高校にも配っていますが、大変熱心な先生がおられる県内の高校があって、人権学習の一環で男女平等をやる際に、人権委員の生徒さんにこれを1冊ずつ配って総合学習、調べ学習の一環で使っていただきました。企業、学校、教職員、様々な主体に出前講座をしているので、そのときの資料としても活用しています。ただ、統計を使った授業プログラム等のノウハウの提供がうまくできていないので、良い活用例を共有情報として提供いただければすごくうれしいのです。

問：これは何部作っておられますか。また作成の頻度はどうですか。

答（三重県）：2000部ほどです。県内高校に配っているのですが、一般にはあまり出回ることができず、基本的にはダウンロードを案内させていただいています。県内図書館には2冊ずつ送り貸出し可能にしています。また審議会委員や女性議員には積極的にお配りしています。頻度は、毎年はちょっと無理だろうと。あと作っても国勢調査も5年ごとで、指定管理も5年ごとなのでそれに対応して5年ごとくらいということになっています。主要統計の発表時期との関連で、どの時期に更新するか判断は統計に詳しくないと難しいところがあります。

問：男女共同参画担当部署がデータを集めてくれるということはないのですか。

答：男女共同参画担当部署がセンターに委託しているので、こちらで作業しました。

問：高校生にも読めるようにいろいろ配慮されたという話でしたが、それはどんな形で。たとえば高校の先生や若い方に入ってもらおうとか、何かそういう工夫はありましたか。

答：高校生の生の声を聞くのが一番良かったのですが、実際の聞き取りはできませんでした。ただ、専門用語には解説を入れたり、キーワードなどを入れたり工夫したつもりです。

問：白黒コピーでも読めるようにするというのは意外と大事だと思います。富山では短大の先生に使ってもらっていますが、学生全員の分は買えないのでコピーしたいという場合、淡い色を使っているのでは白黒コピーすると読めないと言うご指摘を受けました。

答：白黒コピーできるように、というのは学習会メンバーのアドバイスです。ただ、複雑なグラフも多く、色数に限りがある中で少し苦勞しました。グラフデザインについては印刷業者とも何度も検討を重ねました。

問：「男は仕事、女は家庭」への賛否を各市町別にとっていますが、どちらともいえない、を入れているところと入れてないケースがありますね。

答：「その他」や「わからない」にしている市町もあります。このグラフはだいたい省略しています。また県下のすべての市町をとりあげてはいません。調査年次もばらばらです。国、県、市町で設問や回答が異なっており、比較が難しいのです。国と県で同じような指標でデータを取っていても、設問や回答が微妙に違い比較が難しいことがあります。ガイドラインがあって、設問や回答が統一されていると比較が容易で有難いのですが。

県内市町では、行政の男女共同参画の担当者が兼務だったり一人だけだったりというところが多くあります。意識調査は小さい市町でもやっているとありますが、集計や分析の仕方がわからないという声も聞かれます。フレンテは拠点センターなのでそうしたニーズに応えるべきですが、統計のノウハウを持っているわけではなく、こちらが教えてほしいくらいです。講師派遣プログラムの提供や、NWECから連携共同プログラ

ムで出されていた分厚い冊子を、もっとわかりやすくして統計版を出してもらえると有難いと職員と話したことがあります。

問：この作業への評価はどうなっていますか

答：センターの職員は皆熱心ですし、外部評価でも比較的良い評価をいただいています。今後は、このデータブックをどのように有効に活用していくか、更新していくのが課題です。

岡山市：リーフレット『岡山市ジェンダー統計・岡山市の女性と男性 2012』をめぐって

「ジェンダー統計」という言葉を入れたリーフレットを初めて作ったというのが一点めの成果です。成果の二点めは、作成が市民主体であるという点です。市民の目線で、身近なところで疑問に思っているところや、課題としているところについて意見を出しました。更に作成メンバーが使える機会を想定し、使いたいと思うものを最初に想定して作成に入ったことも大きな特徴だと思います。

リーフレット作成メンバーは、作成に先立って岡山市男女共同参画社会推進センター（以下「さんかく岡山」）で実施している男女共同参画大学の専門コースで、ジェンダー統計に関する基礎知識を身につけた方たち11名に募集で2名が加わり13名です。参加者の男女比は男性が2名、女性が11名です。一番若い方は大学生でした。メンバーに現職および元の市議会議員さんが加わってくださり、データの入手に尽力いただきました。

2011年10月1日にアドバイザーの伊藤先生に講義いただいた後、作業に取りかかりました。集まった方の意識は非常に高く、各自が今までの経験から問題視していることを取り上げて語ることからはじめました。リーフレットに取り上げる分野の選択は、三重県やNWECのリーフレットなどを参考にしました。初めてなので、基本的なことから取り上げることにしました。分担はメンバーの希望によって、人口・世帯が1人、労働と所得が4人、意思決定が3人、教育が2人、健康が2人、女性に対する暴力が1人、社会福祉・社会保障は希望者がいなかったため事務局（「さんかく岡山」職員）が担当しました。

分野ごとの指標については、まず取り上げたい指標を全て挙げて、その後メンバー全員でA1からA5というように紙面に入る数を勘案しながら選択し、優先順をつけました。全て作成グループで自由に論議していただくというモットーで進めました。事務局の力量がなかったものですから、右に行ったり左に行ったりでメンバーにご迷惑をおかけすることもあったと思います。市民とわれわれ事務局は、随時アドバイザーのご意見を参考にしながら進めました。毎月1回ずつ集まり、その時点での問題点や課題を論議し、宿題を皆さんに頼みながら作業を進めました。当初は7ヶ月後の4月末には全部終わらせて5月には完成予定でしたが、結局8月下旬（取りかかってから11ヶ月弱）に完成しました。

成果の3点目として中見出しがあります。アドバイザーのご意見に添えきれていない部分もありますが、指標では読みとれないであろうメンバーの思いを言葉にして強く出しました。例えば「誰が支える高齢者の生活」とか「みんな大変、女性はもっと大変」等。この領域B「労働と所得」の担当メンバーは雇用者で、何故女性は賃金が安いのかなど問題意識を強く持っており、その思いが入っているといった具合です。これについては昨日のセッションでも「言葉による思いをいれた統計の説明は統計の趣旨にそぐわないのでは」というご意見をいただきました。配布・利用をはじめると、「何これ」と言う意見もでるかと思っています。

作成にかけた費用は完成データ渡しの2,000部印刷代4万円弱とアドバイザーへの謝礼・交通費です。

活用に向けては、市民配布用には手刷りの簡単な解説書をつけます。更にメンバーが普及員となって啓発活動を行う時のための講師用の手引き書を用意する予定です。実際の利用は、作成メンバーが使うという所から始める予定です。例えば学生さんは学校の仲間たちとの研究会で、議員の方や元議員の方は日々の活動の場所で活用してくださると言われています。勿論、市の各種講座でも利用したいと考えています。高校や大学の先生方による活用、PTAの研修等での利用がありうるし、また職場の仲間と話をしていく中で人づてに広まっていくことも期待されます。

作業を振り返って難しかった点についてお話しします。市の担当課にあるはずのデータ収集は、事務担当の私が直接問い合わせるのではなく、館長など上司を通し課から課への問い合わせという方法で行いました。しかし、「男女別が欲しい」と言っても「これしかないらしい」というやりとりで終わる形も多々ありました。課間の関係が悪化しないように職員としては気を遣いました。他にも、例えば、自殺データについては守秘義務があって男女別ではなく合計数値だけの提供であったり、強姦のようにデリケートな問題のデータは直ちには入手できないなど。当事者の思いへの配慮と紙面の都合もあり、これらは掲載しておりません。市町村は国勢調査にしても詳細の公表は国より遅いじゃないですか。その上、県のデータは出ていても市のデータは出ていないものもありました。作成する過程でデータ全ては揃わないことが判りました。岡山市の農業のウエイトは大きいので農業委員、認定農業者、農業人口、農業収益などの数字を入れたかったのですが、農業統計で男女別統計はわずかしかなかったのです。

活動全体での反省点ですが、事務局側の推進体制に関してはパソコンに関する技術処理者の確保への見通

しが不足していたと思います。また、作業の終了時点で、参加者にデータの出所、感じた問題などのアンケートをお願いしたのですが、半年以上たった時点ではかなりの方が記憶が曖昧になってしまっていて十分に回収はできませんでした。作業過程で記録していただき、小アンケートをすれば良かったと反省しています。

また、データのチェックですが、とにかく忙しい方々なので相談する時間を見つけるのが難しく見切り発車をしたところ、最後にそのしっぺ返しがありました。また、例えば、印刷業者との契約では校正が思った以上に手がかかる結果になってしまいました。

政府統計機関やNWECへの希望としては、市町レベルまでの統計を示してもらいたいこと、地方行政職員の意識を高めるためジェンダー統計の意義に関する研修の機会が提供されることがあります。また、男女共同参画局への希望としては、通達文書や指示に地方でのジェンダー統計の重要性や取組への強化策等があれば、地方の男女共同参画計画に折り込み、これに沿って活動し、予算獲得もより容易になると思っています。

問：市の統計係が毎年発行している『岡山市の統計』に使えるようなデータがありますか。

答：一定程度はあります。

問：岡山市では市民と協働で行うこういった活動を支えている要因があるようですね。

答：市の女性活動の歴史的な経過の中で、特に1997年の日本女性会議（2,000人規模）を全国で初めて200人もの実行委員会体制で企画・運営し成し遂げたことがあります。これで女性市民が大きく育ち、高まった気運の中で「さんかく岡山」がオープンし、男女共同参画推進センターは自分たちのものという意識を持つようになった。このような背景がいろいろな形で男女共同参画社会の推進の後押しになっていると思います。「ジェンダー統計なんてよく作ったわね」とか「今、ジェンダーなんてうちでは誰もいってないわ」とよく言われます。しかし、参加した市民は、「ジェンダー統計」という言葉でジェンダーが使えるというのは、実は嬉しく誇りだったと思います。

問：さきほど、このリーフはもともと使いたい人が集まって作られたと言うことでしたが、作成メンバーの方は、どのような思いを今もたれていますか。

答：客観的に男女共同参画社会の現状を数字で示せば、少しは意識啓発に影響を与えることができるのかなど期待しています。たとえば100部送れば少なくとも100人の方は目を通し活用してくれるのではないのでしょうか。

それから、データ収集の際、弁護士会館等民間機関ではダイレクトに電話して「データをください」「あの人が審議会委員になっています」というと「わかりました、すぐ出します」と言って出してくれました。医師会なんかもそうです。市のいろんな部署に依頼の際には審議会委員を通してデータを頼むと入手しやすいということもありました。

問：職員研修での男女共同参画やジェンダーのとりあげはどうですか。

富山：県では、女性職員を対象にしたキャリアサポート研修があり、リーダーに必要なスキル等を学んでいます。

三重：三重県でもやっています。

岡山：市も県もやっています。岡山県男女共同参画推進センターでは事業の中に行政職員を対象にした研修があります。岡山市でも男女共同参画について新任職員研修で行っています。教育委員会では新任研修や10年研修に男女共同参画があり、ジェンダー概念に関する研修をしています。

問：こうした計画を決定して予算を取ってくるのはトップということになりますか。

岡山：トップの交代による影響もありますが、岡山市では長く培われた市民と連携して動く男女共同参画行政を今も支える女性たちがいます。プラン作成時などに「男女共同参画で調査研究は何をやっていますか」「イベントだけに終わっていませんか」などの意見が出されるのです。市長を選ぶ側の市民の後押しがあります。トップは見守る形でしょうか。

ジェンダー統計等の新しい取組は、いきなり啓発事業という形でなく、市民と一緒にする調査研究事業という形で予算要求しています。調査が有効だったということを立証した上で、啓発事業として取組ます。トップが積極的だと苦労しなくてすみますね。

司会：今日はお忙しいところどうも本当にありがとうございました。大変貴重な経験や成果、そこでの困難や要請が出てきた内容の濃い座談会だったと思います。男女共同参画統計書づくりでの住民参加、リーフレットやブックレットを使いやすくする工夫、活用を広げる企て、一方でのデータ入手の困難や専門的知識の不足、担当者のご苦労、経験の継承性の問題など、多くの地方に共通する問題かと考えます。皆さんの今後の活動を期待して拝見させていただきます。NWECでも男女共同参画（ジェンダー）統計の重要性の認識を広げ、地方での男女共同参画統計活動を支援する手立てを講じ、また経験を交流する場を設定して、優れた活動（good practice）を汲み上げて、皆さんのものにするなどの活動を強めていきたいと思っています。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

6 障害者ジェンダー統計（その2）：国際的な取組から

DPI女性障害者ネットワーク・メンバー 吉田仁美

長い間、障害者は社会の枠組みから外れたところに置かれ、また障害をもつ人の状況や生活実態を可視化されてこなかった。しかし、2006年の障害者権利条約の採択以降、国際的に、障害とジェンダーへの関心が高まりつつある。これとともに障害者の実態を適切に把握するための障害（者）統計、とりわけ障害（者）ジェンダー統計が必要とされる。筆者は障害当事者（難聴）の視点から、この問題への主体的参画を不可欠と考えている。

本稿では、障害当事者の声を反映し、障害（者）ジェンダー統計整備の必要性を指摘している主要な3つの国際的文書（国連の障害者権利条約、ワシントン・グループ（WG）、ESCAP）を紹介する。

1. 国連の障害者権利条約 【外務省サイトに掲載 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32.html】

2006年12月13日に国連が「障害者権利条約」を採択し、2007年9月28日に日本は同条約に署名をした。2008年の5月3日にこの条約は発効し、当時の国連事務総長潘基文氏は、「普遍的人権の実現における歴史的な瞬間」とのコメントを發した。条約は、「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」「女性差別撤廃条約」等の一連の国際人権条約と同様に、人権の視点から創られた、21世紀では初の国際人権法に基づく人権条約である。

権利条約は、障害者の社会への完全参加と機会の実質的平等をめざして、前文から第50条にわたって、障害者の権利の具体的規則を定めている。1981年の国際障害者年で掲げられた「完全参加と平等」というスローガンの影響が大きかったことがわかる。この権利条約に署名・批准した各国の政府が、この条約の諸規定にどう応えるかに対しては、とりわけ、世界各国の障害者団体や障害当事者からの関心と注目が高まりつつある。

この権利条約の第31条（「統計及びデータ収集」）では、まず政策立案の際にエビデンスに基づいた統計データの重要性が明記されている。

さらに権利条約では、障害がある女性に対する複合差別への認識と、それを解消するための適切な措置を締約国に求める条文（第6条「障害のある女性」）がある。これによって、女性障害者の実態をとらえた統計、障害者ジェンダー統計が求められることになる。しかし、障害女性に対する複合的な差別に関しては、日本についてこの連載の前号で示したとおり、社会的な関心がまだまだ低いのが現状である。

2. ワシントン・グループの取組 【資料は <http://unstats.un.org/unsd/methods/citygroup/washington.htm>】

第43 会期（2012 年）の国連統計委員会に提出報告書（United Nations、E/CN.3/2012/21）の日本語仮訳は、経済統計学会労働統計研究部会報（2012/7/31発行）にある】

ワシントン・グループ（WG）は、2001 年7 月の障害の測定に関する国連国際セミナーにおいて、国際比較が可能な障害計測法を開発する必要性から設置された。国連統計部と、国立保健統計センターを中心にシティ・グループを構成している。WGの主な目的は、統計や各国の調査において、統一された障害尺度に焦点をおいた保健統計の領域での国際協力の促進と調整である。

WGは、2001年以降、これまで11回の会議を実施してきたが、その主な成果は、センサスや調査に使うことのできる質問の短縮版セットの開発・テスト・承認である。セットは6つの基本的な生活機能分野、すなわち、「見る、聞く、歩く、認知、セルフケア、コミュニケーション」からなる。この基本的な枠組みは2001年に開発されたWHO（世界保健機関）が開発したICF（国際生活機能分類）である。このテストのプロセスに、質的手法と量的方法の両方、及び認知テストの手法が取り入れられている。

こうしたテストの実施、障害データ収集の方法に関して、世界各国に対して情報提供、技術的支援が行われている。今後、各国における質問項目の翻訳の検討、質問に関する評価基準の設定等の議論が行われることが予測され、質問紙セットの利用促進でも、各国間に差が出すぎることのないよう慎重に進められる必要がある。

3. ESCAPでの取組：新アジア太平洋障害者の10年に向けて

「アジア太平洋の障害者の10年（1993-2002）」最終年ハイレベル政府間会合で採択された「びわこミレニアム・フレームワーク（2002）」【詳細は <http://www8.cao.go.jp/shougai/asianpacific/biwako/mokuji.html>】は、これまで障害者に関して十分なデータがなかったことが、アジア太平洋地域内における計画の実施を監視・評価する政策と手段の策定を含めて、障害問題の軽視をもたらしている最大要因の一つであると述べている。特に、アジア圏の多くの発展途上国では、収集された既存のデータでは障害者の全体像が見えてこず、さらに、障害の定義と分類に使われる共通体系が、地域内で一律に適用されていないことも認識されていた。

2012年10月29日から11月2日まで、韓国インチョン（仁川）市で国連ESCAPハイレベル政府間会合が開催された。これは第二次アジア太平洋障害者の10年（2003-2012）が終了するにあたり、この10年の実施状況の最終評価をするための会合であった。最終日となった11月2日には、2013年から始まる新10年のガイドラインとなる「インチョン戦略草案」が採択された【日本語訳は日本障害者フォーラムサイトに掲載。 http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/twg/escap/incheon_strategy121123_j.html 本稿はこの訳に基づく】。

この「インチョン戦略草案」は、先に紹介した「障害者権利条約」と「びわこミレニアム・フレームワーク（2002）」を基礎としている。中でも、アジア太平洋地域における障害者の多くが貧困の状況にあることを把握

し、以下の通り「インチョン目標およびターゲット」を定めている。

目標1：貧困を削減し、労働および雇用の見通しを改善すること／目標2：政治プロセスおよび政策決定への参加を促進すること／目標3：物理的環境、公共交通機関、知識、情報およびコミュニケーションへのアクセスを高めること／目標4：社会保障を強化すること／目標5：障害のある子どもへの早期関与と早期教育を広めること／目標6：性（ジェンダー）の平等と女性のエンパワメントを保障すること／目標7：障害インクルーシブな災害リスク軽減および災害対応を保障すること／目標8：障害に関するデータの信頼性および比較可能性を向上させること／目標9：「障害者権利条約」の批准および実施を推進し、各国の法制度を権利条約と整合させること／目標10：小地域、地域内および地域間の協力を推進すること、である。

障害（者）ジェンダー統計と関連が深い目標8に着目すると、アジア太平洋地域では、多様な障害者およびその社会的・経済的地位に関するより正確な統計を必要とすることを強調し、障害に関して適切な統計が得られれば、障害者の権利を実現する支えとなる政策を、エビデンスに基づいて策定することができることと述べる。とりわけ、今後10年は、国際比較が可能な障害関連統計の作成をめざしたデータ収集を強化する絶好のタイミングであると記している。続く目標8の進捗状況を確認するための指標は以下の通りである。

8-1：国際生活機能分類（ICF）を基盤とする、年齢、性別および社会的・経済的地位による障害者の比率。

8-2：インチョン戦略の目標およびターゲットの達成に向けて進捗状況を確認するための基準となるデータを、2017年までに確立した政府の数。

8-3：保健、ならびに性および生殖に関する保健プログラムを含め、主流となる開発プログラムおよび政府サービスを受ける、障害のある少女および女性に関する個別のデータの有無。

以上からも読み取れるように、この「インチョン戦略草案」は、先にふれたWGの取組を関連づけている。さらにWGの障害統計の主要な取組には欠けていた障害者の社会階層/ジェンダーの視点も含まれている。アジア太平洋地域の障害者団体、障害当事者等ステークホルダーの声が反映された結果である。

インチョン戦略草案序文によれば、アジア太平洋地域にいる障害者数は6億5000万人で、うち8割が途上国に住んでいるという。途上国の障害をもつ女性は、教育、貧困、経済的・社会的地位の視点から考慮すると、複合的な差別に直面しているし、障害女性特有のニーズの理解も得られず、生活そのものが困難である場合が多いだろう。このことは、障害ジェンダー統計作成のプロセスでの、先進諸国と途上国の課題には、共通する部分と異なる部分があり、これを意識し区別する必要を示している。

以上、国際動向の一部をとり上げたに過ぎないが、今後、国際的にも国内的にも障害者ジェンダー統計の整備が求められることは確かである。障害ジェンダー統計整備に向けて、政府・国連機関・地域の協力機関・NGO団体・障害者団体・障害当事者等の多様な関係者が関わるのがのぞまれる。先進国では、例えばアイルランドの事例【全人口の13%の障害者について丁寧な冊子を公表している。<http://www.cso.ie/en/media/csoie/census/documents/census2011profile8/Profile%208%20Full%20document.pdf>】など、既に取組のある国もある。

以上の一連の取組では障害当事者の声が発見されている。「私たち抜きに私たちのことを決めないで」

(Nothing about us without us) は、国際障害者運動で提唱されたスローガンであるが、筆者も障害当事者の体験と実践から学び、課題を共有しながら統計整備に向けて取組んでゆきたい。障害をもつ男性と女性の実態をとらえた統計が、最終的には、障害をもつ彼ら/彼女らをエンパワーし、生活の質の向上につながることを期待したい。

7 列国議会同盟（IPU）のサイトと日本の2012年12月の衆院選挙結果： 190カ国中の144位から189国中の160位へ

事務局

WORLD AVERAGE

女性議員の国会進出度はジェンダー平等に向けての最重要の指標の1つである。この指標の国際比較では列国議会同盟（IPU: Inter-Parliamentary Union）の統計が良く使われる。このIPUは、議会の国際機関として1889年に創立された。現在、162の加盟国と10の準メンバーを持ち、ジュネーブに本部を持ち、ニューヨークに国連の恒久オブザーバーとしての事務所を持つ。そのウェブサイトの各項目は、IPUと世界の議会の状況について詳細な情報を提供している。「IPUとは何か」では、「同盟は世界の議会の対話のフォーカスポイントであり、平和と人々間の協力、および議会制民主主義の確固たる構築のために活動する」とうたい、この目的のために、議会と議員間の接触・調整・経験の交換、議会や議員の活動が必要な国際的関心や問題を検討して意見を示し、人権の擁護・促進に貢献し、議会制度に関する知識に貢献する、などをあげている。IPUは国連の活動を支援し連携している。ウェブサイトは、各国について議会

BOTH HOUSES COMBINED	
Total MPs	46'188
Gender breakdown known for	45'908
Men	36'553
Women	9'355
Percentage of women	20.4%



制度の説明と過去30年間ほどの選挙の詳細情報を示し、各国議会へのリンクを持つ。出版物リストを示し販売もしている。日本の昨年12月の衆議院選挙の詳細を示しており、衆議院と参議院へのリンクで、議会の構成と

活動を見ることができる。世界の議会に関して豊富な情報源といえる。

このIPUのサイトの主要項目に「政治における女性」(<http://www.ipu.org/wmn-e/world.htm>)がある。このサイトは、「政治における男性と女性の協力を通じての民主主義」との見出しの下に、▼ジェンダー協力-IPUの活動、▼IPUでの女性、▼文献データベース、▼女性参政権、▼国会の女性、▼メディアでの女性政治家、▼国際法、▼有用なリンク、を持ち、その他女性に対する暴力の項目の下に詳細項目がある。文献リストは膨大である。また「国会における女性」には、世界の状況の概観として、各議員、国際地域、国別順位があり、中央アメリカ議会と欧州議会の各国別もある。

国際的概観では、世界平均で、女性割合は下院で20.8%、上院で18.3%、両院平均で20.4%、地域平均では、1院（下院）で、北欧：42.0%、アメリカ諸国：23.9%、ヨーロッパ（北欧を除くOSCE加盟国）：23.7%、サハラ南アフリカ：21.2%、アジア：18.4%、アラブ諸国：14.9%、太平洋：12.7%、とされている。

次に国別順位をみる。IPUは女性割合の小数以下第2位を四捨五入しており、同じ割合、すなわち同位の国がでてくる。この場合にIPUは、例えば20位の国が2カ国あった場合でも、次の順位に21位を与えている。われわれはIPUの小数第2位の四捨五入による同位づけは受け入れて、次の順位は22位と数える方式をとった。これによると、ルワンダ：（総議席数-80）56.3%、アンドラ：（28）50.0%、キューバ：（586）45.2%、スウェーデン：（349）44.7%、セイシェル：（32）43.8%、セネガル：（150）42.7%、フィンランド：（200）42.5%、南アフリカ：（400）42.3%、ニカラグア：（92）40.2%、アイスランド：（63）39.7%が上位10カ国である。主要国では、ドイツ：（620）32.9%、フランス：（577）26.9%、カナダ：（308）24.7%、英国：（650）22.5%、イタリア：（630）21.4%、中国：（2978）21.3%、合衆国：（434）18.0%、ロシア：（450）13.6%である。アジアでは、ラオス：（132）25.0%、ベトナム：（500）24.4%、シンガポール：（99）24.2%、フィリピン：（284）22.9%、インドネシア：（560）18.6%、韓国：（300）15.7%であり、日本が（480）7.9%で、189カ国中の第160位であった。選挙前の（479）10.6%、190カ国中の第144位から、16位の後退である。190カ国を6区分すると最下位層にあたる。

8 男女共同参画統計に関する行事など（2012年8月～）

月	日本	国際
2012年		
8	24-26 NWEC フォーラム(国立女性教育会館、男女共同参画統計ワークショップ)	22-24：国際生活時間学会第34回日本大会：島根
9	13-14：経済統計学会全国研究大会ジェンダー統計セッション（阪南大学）	
10		10-11：Regional Conference on Gender Statistics Toward inclusive Growth：バンコク、タイ
2013年		
		第7回IAEG-GS
2		26-3.1第44会期（2013年）国連統計委員会、予定議題3（i）でジェンダー統計
9	13-14：経済統計学会全国研究大会ジェンダー統計セッション（静岡）	
2014年		
		第5回世界ジェンダー統計フォーラム

編集後記

今号では、アジア太平洋統計研修所(SIAP)が実施した、中国国家統計局の職員のためのジェンダー統計に関する研修にNWECが協力したことにより、中国の全国婦女連合会婦女研究所・蔣永萍氏から貴重な記事をいただきました。また、記事7にあるように昨年末の衆院選挙の結果、女性議員の割合は、世界の約189カ国中160位に後退しました。改めて前進のための検討が必要でしょう。重視すべき1つが、地方の男女共同参画活動の一層の強化ではないでしょうか。これまで地方の男女共同参画統計活動を連載し、また連載した座談会でも、地方の男女共同参画統計活動上で出会う問題や悩みも語っていただきました。新トピックである「障害者ジェンダー統計」も前号からの連載です。いずれについても、本ニュースレターでも引き続き追究していきたいと考えております。

「NWEC男女共同参画統計ニュースレター」No.11 2013.2.22

事務局 独立行政法人国立女性教育会館：

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷728番地 E-mail infodiv@nwec.jp